

地名散步

## 第45回 「冠」のついた駅名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

ちょうど100年前にあたる大正5年(1916)1月1日、全国に4か所あった「一ノ宮」という駅が一斉に改称された。東海道本線の一ノ宮駅は「尾張一ノ宮」に、豊川鉄道(現飯田線)は「三河一ノ宮」、山陽本線は「長門一ノ宮」、房総線(現外房線)は「上総かすさ一ノ宮」という具合である。このうち尾張一ノ宮駅は昭和27年(1952)に市名に合わせて「ノ」を除いて尾張一宮駅となり、長門一ノ宮は山陽新幹線の交差点として新下関駅が設置されたため再改称された。

もともと一ノ宮はそれぞれの国で最も社格が高いとされる神社を指すもので、ここに登場する尾張国の一ノ宮は真清田神社(愛知県一宮市)、三河国一ノ宮は砥鹿神社(愛知県豊川市)、長門国一ノ宮は住吉神社(山口県下関市)、上総国一ノ宮は玉前神社(千葉県一宮町)

である。一ノ宮は国ごとに存在するため、当然ながら多くが地名になっており、いくつかは駅名となっている。開業時には官営鉄道、豊川鉄道、山陽鉄道、房総鉄道という各鉄道が命名した一ノ宮駅であったが、その後は鉄道網の全国的な広がりに伴って同名の駅は混乱の元になることから、大正に入って同名駅に国名などの「冠」を付けて区別する動きが目立つようになった。

大正8年(1919)7月1日には全国に3つあった「境駅」がそれぞれ改称されている。中央本線が武蔵境、奥羽本線が羽後境、そして境線が境港、という改称だ。最後の境港は国名を付ければ「<sup>ほうき</sup>伯耆境」となるところだが、有力な港町であることによるものだろう。

その後は新線が開通するたびに重複を  
チェックして適宜「冠」が付けられたため、開



同名になるのを防ぐため地方名の冠称が目立つ福島県会津地方。会津のつく駅名はこの範囲だけで14に及ぶ。『全国旅行案内図』観光展望社 昭和38年発行



現存する最古の「新」つき駅—東武鉄道伊勢崎線の新伊勢崎駅は、明治43年(1910)に設置された当時は終点だった。  
1:50,000「高崎」大正2年鉄道補入

通が比較的新しい路線ほどそれが多い。関東では昭和2年(1927)に開通した南武線(当初は南武鉄道)の武蔵小杉、武蔵中原、武蔵新城、武蔵溝ノ口が4つ連続で印象的だ。今となっては新しい路線というわけでもないが、昭和に入るとすでに全国に膨大な駅が存在したため、必然的に付ける頻度は高まっていく。ちなみに小杉駅は北陸本線(富山県)、中原駅は長崎本線(佐賀県)、新庄駅は奥羽本線(山形県)、溝口駅は播但線(兵庫県)に、いずれも明治期に開業した駅があった。

このうち新庄と武蔵新城では字が異なるが同音であり、中原は読みは異なるが同字であるため、いずれも混乱を避けるため冠称としたようだ。ついでながら、大正3年(1914)12月1日には全国に3つあった長岡駅のうち2つが改称している。新潟県の長岡駅が変わっていないのは他の2つに比べて大きな町であったからだろう。改称した2つは東北本線の伊達駅(福島県伊達市)と東海道本線の近江長岡駅(滋賀県米原市)である。伊達駅のように全面的に変えた事例も珍しくない。

冠称には国名の他に県名や郡名、村名などもあり、特に郡名や村名の場合、今はなきかつての所属自治体を記念する存在にもなっている。たとえば京王線の千歳烏山駅や小田急の千歳船橋駅は北多摩郡千歳村の名残だ。県名を冠した例には東海道本線の愛知御津駅(旧御油駅)がある。音が茨城県の水戸と同じために冠称とした例であろう。愛知はもともと尾張国の郡名であるが、この駅は三河国なので県名と判断できる。IGRいわて銀河鉄道(旧東北本線)岩手川口駅はもともと川口駅であったが、埼玉県の川口町駅が市制施行により川口駅に改称するのに伴って県名または郡

名を付けたものだろう。ちなみに現在の駅の所在地は岩手県岩手郡岩手町という珍しい「トリプル地名」だ。

私鉄が国鉄の駅と少し離れた場所に駅を作る場合に社名を冠するのはよく見られるパターンで、京急川崎や京成船橋、名鉄名古屋、近鉄四日市など数多い。中には電鉄富山(富山地方鉄道=旧富山電鉄)や名電赤坂(名古屋鉄道)のように旧社名や通称を付けたものもある。社名が変わるたびに改称した律儀なケースもあり、特に近鉄名古屋線のいくつかの駅名は、関急名古屋(昭和13年開業・関西急行電鉄)→参急名古屋(昭和15年・参宮急行電鉄)→関急名古屋(昭和16年・関西急行鉄道。電鉄ではない)→近畿日本名古屋(昭和19年・近畿日本鉄道)→近鉄名古屋(昭和45年・略称に変更)のように、特に昭和10年代の変更が目まぐるしかった。

新を付けるのは新幹線ですっかりポピュラーになったが、昭和39年(1964)の東海道新幹線の開業時に新横浜、新大阪が登場(後に新富士も)、現在の山陽新幹線にも新神戸など6つが存在する。東海道新幹線は平成26年(2014)に開業50周年を迎えて「新」もだいぶ古くなったが、現存する「新つき」の駅で最も古いのはどこか調べてみたところ、どうやら群馬県伊勢崎市にある東武伊勢崎線・新伊勢崎駅と京急新子安(開業時は新子安)らしい。両者とも開業は明治43年(1910)3月27日だから、すでに105年が経過している。平成17年(2005)まで存在した新一宮駅(名古屋鉄道・開業時は一宮、現名鉄一宮)は明治33年(1900)頃(新一宮への改称時期不詳)とさらに古く、現存なら115歳ほどになっていたはずで、こちらは惜しいことをしたものだ。

#### 今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 707  
2015 December



表紙写真  
「寒ざらし」

第30回写真コンクール  
＜自由部門＞銀賞  
奥田 健治●岐阜会

地名散歩 今尾 恵介

- 03 **平成27年を振り返って**  
日本土地家屋調査士会連合会 副会長 海野 敦郎
- 06 **事務所運営に必要な知識**  
一時代にあった資格者であるために—  
第41回 マイナンバー制度と土地家屋調査士業務  
群馬土地家屋調査士会 堀越 義幸
- 11 **平成27年度 第1回全国会長会議**
- 14 第12回全国青年土地家屋調査士会大会 in 熊本
- 17 「東日本大震災から復興を願う石碑」の除幕式
- 18 愛しき我が会、我が地元 Vol.22  
栃木会／佐賀会
- 20 土地家屋調査士新人研修開催公告  
九州・東北ブロック協議会
- 21 平成28年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
- 22 松岡直武先生を偲ぶ会を終えて
- 24 会長レポート
- 26 国民年金基金から
- 28 会務日誌
- 30 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 31 ちょうさし俳壇
- 32 ADR認定  
土地家屋調査士になろう！
- 35 土地家屋調査士の本棚  
第2版 Q & A 表示登記オンライン申請の実務  
弁護士専門研修講座 住宅瑕疵紛争の知識と実務
- 36 もしもこんなことが起こってしまったら？
- 37 平成27年 秋の叙勲・黄綬褒章
- 38 ネットワーク50  
熊本会
- 39 編集後記





# 平成27年を振り返って

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 海野 敦郎

## 1 はじめに

日ごろは、連合会の活動にご理解とご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。平成27年も早終わろうとしています。ここに平成27年を振り返り連合会の活動について書かせていただきます。なお、この文書は1人の副会長として書いており、個人的な思いもあり、連合会の統一した内容でないことをお断りいたします。

## 2 今年の事業

昨年開催した2014日調連公開シンポジウムで「境界紛争ゼロ宣言!!」を採択しました。本年は、「境界紛争ゼロ宣言!!」の更なる発信と「地図作りへの参画強化」を継続しつつ、「土地家屋調査士の調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」に取り組んでいます。「境界紛争ゼロ」を目指すためには、地図作成、筆界特定制度、国土調査法第19条第5項申請を進めていくことが必要であると感じています。

また、本年は役員改選期でしたが、予てより役員の選任方法について検討をしてほしいとの要望があり、本年は「役員選任に関する検討特別委員会」の委員を選任いたしました。これから会長からの諮問に対する答申を受けましたら、早急に検討に入ります。

## 3 オンライン申請、不動産登記規則第93条 不動産調査報告書、調査・測量実施要領

オンライン申請については、特定認証業務を民間が運営する認証局に委託できるようになり、ICカードでの証明からファイル形式 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書に代わりしました。これまでに目標でありました10,000枚の発行

にはわずかに届いていませんが全ての会員が取得することを願います。オンライン登記の推進とそれに伴う表示登記に関する完全オンライン化に向けて法務省と協議を重ねてまいりましたが、本年6月1日から資格者代理人がするオンラインによる不動産の表示に関する登記の申請又は嘱託における法定外添付書類の原本提示を不要とする取扱いが始まりました。今後も引き続き完全オンライン化、すべての原本提示省略に向け協議を進めます。また、隣接地の所有者が直ちに判明しない、判明しても連絡をとることができない土地について、隣地所有者の情報を得る方法について、関係省庁と協議を行ってきましたが、個人情報であり、例え資格者代理人であっても得ることができないとの結論に達しました。そこで分筆登記を可能にする方法として、両土地間の筆界について筆界特定の申請をすることが考えられています。これについては、まだ協議することが多々ありますが一つの方策と思います。

会員の皆さんが関心を持たれている不動産登記規則第93条不動産調査報告書の改定について長年検討を行い、法務省とも協議を続けてきましたが、本年に入り、様式、運用開始スケジュール等大きく動き出しました。今回の改定のポイントは、作成に係る事務量を軽減するため報告する情報を整理、記載のし易さ、確認のし易さに配慮しました。また、区分建物専用様式も設定しました。現調査報告書は、各土地家屋調査士会の事情、報告内容の異なり等、一律に運用されていませんでしたが、この度の改定は、全国統一の様式とします。地域の事情、調査・測量実施要領の違いにより様式欄に記載できない場合は、別紙を添付して対応をお願いします。今後は調査・測量実施要領についても改訂の方向性を検討しています。また、調査報告書作成ソフトを開発することで、より事務の軽減を図りたいと考えています。

## 4 地図作りへの参画強化

法務局の不動産登記法第14条第1項地図作成作業について、従来型作業については登記所備付地図作成作業第2次10か年計画(27'～36'着手分)を策定し、一年目作業として19km<sup>2</sup>を実施しています。本年から大都市における地図混乱地域対策事業(大都市型)として、従来型に加え地図整備が特に困難な大都市(東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、札幌、高松の12の法務局又は地方法務局管内)について、地図混乱地域対策事業10か年計画(27'～36'着手分)を策定し3km<sup>2</sup>について一年目作業を実施しています。また、被災地における復興型登記所備付地図作成作業(復興型作業)として、東日本大震災の被災地において、復興型登記所備付地図作成作業3か年計画(27'～29'着手分)を策定し3km<sup>2</sup>について一年目作業を実施しています。大都市型は従来型と比べ交通量が多い。地価が高い。建物密集度が高い。立会困難。不在地主が多くなる可能性が大きい。地主が遠方。現場事務所の確保困難。作業者の駐車。機材が倒される可能性。苦情。筆界未定等多くの問題が出る可能性があります。大都市の地図整備は経済成長や、震災等の災害に対応するためにも必要不可欠な事業と認識しています。また、作業規程等が改定され、現地作業に即したものになりました。

受託体制について、地図は土地家屋調査士が作るを基本に、専門性が高い業務であり、技術の進歩が図られ、効率の良い作業を実施することにより、多くの会員が参画しています。地図作成作業も入札方式が行われています。公益社団法人及び一般社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会、土地家屋調査士法人、個人の土地家屋調査士が参集してJV(共同企業体)を組成するなど、多様な受託体制を整備いただけたらと思います。地図整備作業の予算についても年々増額されています。しかし、入札価格が各局設定より高い場合、極端に低く落札されているものも散見します。価格について一部から安いとの話を聞きますが、地図作成作業の価格の算定基準については、現在も法務省と協議を行っています。

## 5 空家対策

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、土地家屋調査士の活用につきましては、これまで情報収集及び連絡を行ってきたところですが、土地家屋調査士会から協議会へ参画した報告が数件来ています。この協議会は設立する自治体としない自治体があり、各会は、情報収集に苦慮していると推察します。また、協議会で土地家屋調査士の専門職能がどのように生かせるか各土地家屋調査士会に期待するとともに情報収集及び連絡をお願いいたします。全国には820万戸の空き家があり、少子高齢化、人口の都市一極集中により今後増えることが予想されます。日頃、不動産を扱っている土地家屋調査士にできることは多くあると思います。また、研究所では「空家対策法に対する問題点に関する研究」をテーマにあげています。全国の実態の把握を急務と捉え、アンケート作成を行い、会議等での意見交換を経て、内容をまとめたものを各土地家屋調査士会に発信する予定です。

## 6 そのほかの事業

財務部では、会員数が減少している現状を踏まえ、中長期的なシミュレーションをする中において、財政の在り方を検討することとしています。また、予算執行の適正管理に努めています。

研修関係では、昨年に引き続きeラーニングのコンテンツの拡充を図るため、本年度は業務に関する関係法令の分野を中心に整備を図っています。また、eラーニングを見ていただくために、会員に周知するとともに、研修ライブラリの充実と利用促進を図っています。

特別研修につきましては、年々受講生が減少しています。本年は300名を目標に募集していますが、例年、土地家屋調査士試験合格者の受講に多くの期待が掛かっています。受験者数を増やすには、ADR認定土地家屋調査士の活動実績を増やさなければなりません。現行法ではADR代理が本業ですが、各土地家屋調査士会のADRセンターの調停数が少なく、活用されていないのが実態です。これからもADR認定土地家屋調査士とADRセンター、特

---

別研修の運営については、議論する必要があると考えます。

広報部においては、「土地家屋調査士の日」に全国一斉不動産表示登記無料相談会を開催していますが、相談会については、他の記念日にも実施していたり、常時実施している会もあり、土地家屋調査士をもっと広報できる新たな企画がないかとのことで検討をしています。

## 7 制度の将来を考える

昨年から土地家屋調査士制度の将来と研修体系を考える会議が会長の諮問により行われています。制度を取り巻く環境は大きく変わっています。法務局・

地方法務局の変化、不動産登記法改正の変化、土地家屋調査士の変化、測量法・技術の変化や国の基本方針・法改正、これらに対する課題、そして理念と対応。答申が出された後には、具体的な活動を示すこととなります。

本年は役員改選期で、多くの役員が代わりました。しかし、会務が停滞しないよう、継続的会務運営ができるように、連合会役員は、日々さまざまな課題と向き合っています。役員一同、担当部だけではなく、土地家屋調査士制度全般について、個々に考え、発表し、議論して、より良い制度、夢のある制度を目指して会務を行っています。これからも、連合会会務にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



# 事務所運営に必要な知識

## —時代にあった資格者であるために—

### 第41回 マイナンバー制度と土地家屋調査士業務

群馬土地家屋調査士会 堀越 義幸

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は新しい社会基盤(インフラ)であり、今後徐々に利用分野が拡大されていく予定です。新しいインフラである以上、その動向を注視する必要があります。その利用目的は、安易な運用を予防するため法改正にて明確にされることとされています。なお、現時点では不動産登記法はその対象となっておりません。したがって、登記申請において個人番号を記載することはありませんので、ご注意願います。

マイナンバー制度は、国民全員に一意(固有)の番号を割り当てられる制度であり、個人番号(12桁の数字)と法人番号(13桁の数字)に大別され、その取扱いは大きく異なります。

法人番号は、原則として公表され、誰でも自由に利用でき、さらにインターネット(法人番号公表サイト)を通じて公表されます。

ここでいう法人番号とは、登記申請で利用されている「会社法人等番号」(12桁)の冒頭に1桁追加された13桁のものです。

個人番号は「マイナンバー」と呼ばれ、その取扱いに細心の注意を要します。さらに「個人番号を内容に含む個人情報」は「特定個人情報」と呼ばれます。

番号法では、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定められています。安易に個人番号を見たりコピーしたりしないようにしましょう。

《取り扱いに注意を要する個人番号が記載された書面》  
通知カード、マイナンバーカードの裏面、個人番号が記載された住民票  
⇒コピーをとるときなどは特に注意が必要

補助者を雇用している土地家屋調査士の場合、個人番号を受け取る立場、個人番号を提供する立場が考えられます。個人番号を取得したり、提供したりする場合には、「利用目的の明示」と「厳格な本人確認」が必要となります。

01  
制度概要

3. 「個人番号」と「法人番号」

METI 経済産業省

■ 個人番号(マイナンバー)

➢ 市区町村が付番

✓ 12桁の数字

✓ 外国人を含めた、住民票コードを持つ者全員

➢ 情報連携

✓ 「情報提供ネットワークシステム」の利用を義務づけ

✓ 分散管理方式の採用

➢ 提供を受ける際、本人確認(法16条)が必要

➢ 収集、保管、利用、提供等に厳格な規制

■ 法人番号(「企業版マイナンバー」)

➢ 国税庁が付番

✓ 13桁の数字

✓ すべての「法人」に付与。人格なき社団等も含む

➢ 民間で自由に利用して良い

✓ 国税のウェブサイト、商号、本店所在地、法人番号等が公開される予定(法58条4項本文、施行令41条1項)

個人番号  
が問題

経済産業省公開資料より引用

6 土地家屋調査士 2015.12月号 No.707

内閣官房のHPなどに色々な資料が掲載されていますが、「民間事業者の対応」については、必読の資料です。

## ■参考となるサイト



- マイナンバー 社会保障税番号制度 民間事業者の対応(平成27年8月版)

[www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/jigyousiryou.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/jigyousiryou.pdf)



- 国税分野における 番号法に基づく本人確認方法【事業者向け】

平成27年3月国税庁

[www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kokuzei\\_kakunin.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kokuzei_kakunin.pdf)

- 中小企業における マイナンバー法の実務対応
- [http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/privacy/downloadfiles/02bangoseido.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/02bangoseido.pdf)

「マイナンバー制度」は、大きく4つの仕組みに分けて考えることができます。根拠法等はそれぞれ異なりますので、混同しないように理解する必要があります。

## ①個人番号(マイナンバー)そのもの

番号法が施行となった10月5日時点で、付番されています。

## ②マイナンバーカード…表と裏で性質が異なります。

希望者には無料で発行されます。

表面は、「顔写真付の身分証明書」 住所変更等は表面(サインパネル領域)に記載される。

裏面は、「個人番号を証する書面」

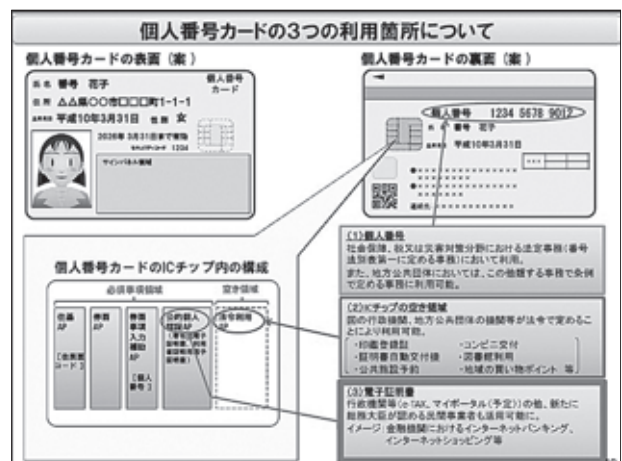
## ③公的個人認証(JPKI) …今回大改正され、平成28年1月施行予定

マイナンバーカードとともに希望者には無料で発行されます。

電子署名用には、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報を記載

利用者証明書が新たに追加された機能

利用者証明書用には4情報なし。平成29年1月開始予定のマイナポータルログインなど本人認証に利用される。



総務省のサイトより引用

## ④マイナポータル

「情報提供等記録開示システム」平成29年1月開始予定

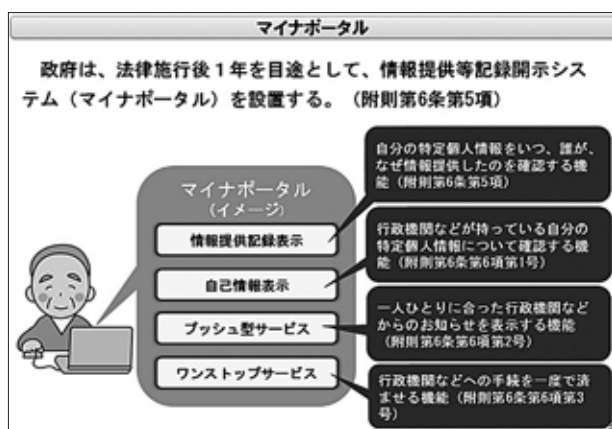
「特定個人情報」について、誰がいつなぜ提供したのかを個人が自宅などで確認できる機能で、国が用意したクラウド・サービスといえるでしょう。

具体的には、パソコン、スマートフォンそしてタ



タブレットなどの携帯端末や、市役所やコンビニに設置された端末で利用することとなります。

利用するためには、公的個人認証の電子証明書が格納されたマイナンバーカードが必要となります。



総務省のサイトより引用

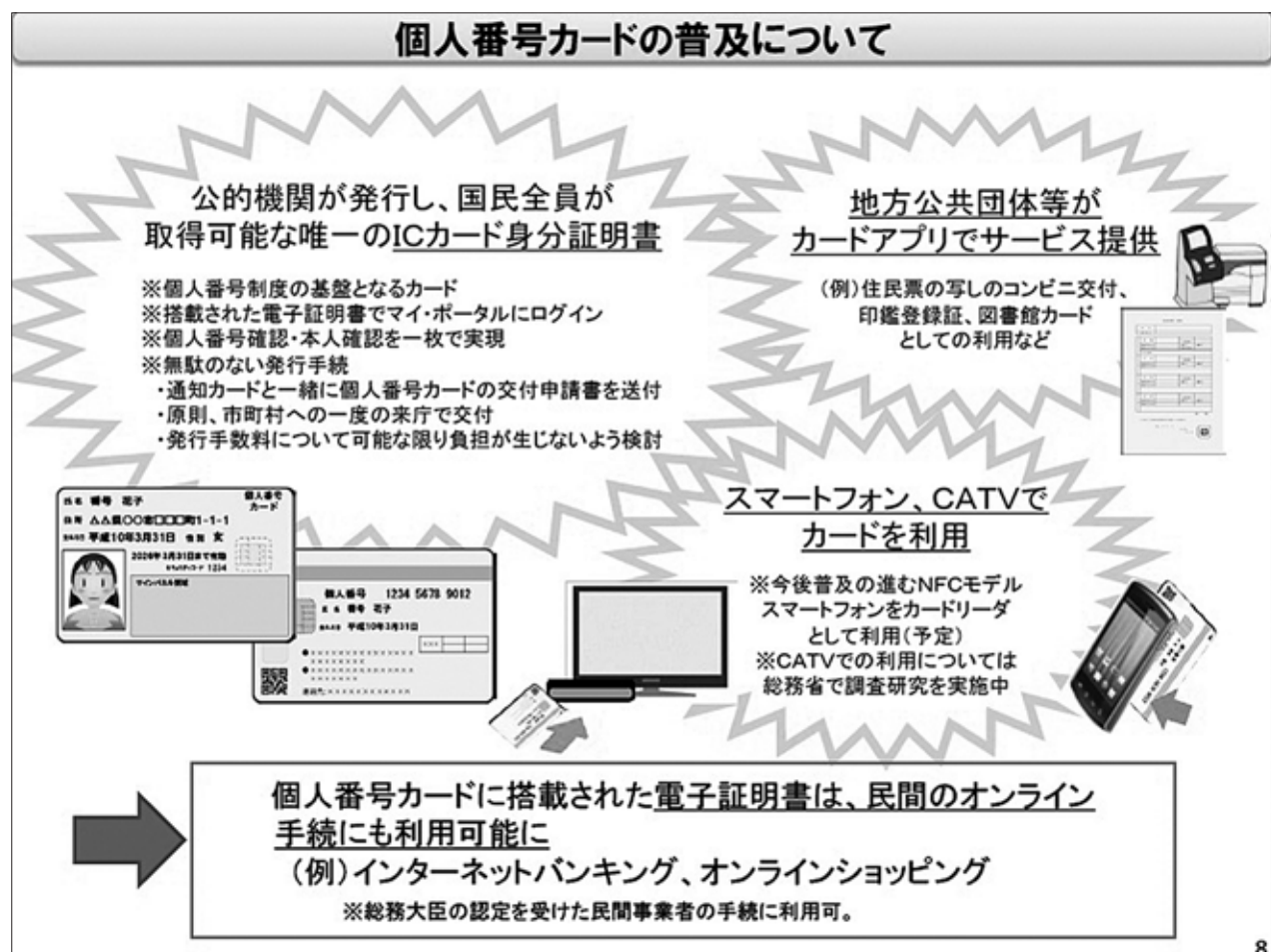
## ○マイナンバーカード所有者への対応

住基カードと異なり、その所有者が増えることが予想されます。

理由；

- 希望者には無料で発行される。（住基カードは有料）
- 公的な身分証明書として利用できる。
- マイナンバーの提供などの際に、カードだけで対応可能
- 希望者には電子証明書（JPKI）も無料で発行される。
- 住民票や印鑑証明書などをコンビニで取得可能とする自治体が増加する。
- 各種行政手続で、住民票などが不要となる。
- 健康保険証や図書館カードなどの機能が付加される。
- 医療分野でマイナンバーが活用される際に必要となる。
- 格納される電子証明書は、民間のオンライン手続でも利用できる予定。具体的には、在宅で銀行口座開設などが可能となります。

運転免許証を返納した高齢者などが、身分証明書、健康保険証として所有する事例などが想定されます。既にいくつかの自治体で実証実験が行われています。



8

総務省「公的個人認証サービスの民間拡大について」より引用

## 個人番号カードの具体的な利活用事例(平成26年度)

15

|   | 実施地域                         | 協力者                                                  | 事業内容                                                              |
|---|------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ① | 山形県酒田市<br>大分県別府市             | ・酒田市、日本海総合病院、フィディアホールディングス、クレディセゾン 他<br>・別府医師会、別府市、他 | ・健康保険証のオンラインでの資格確認に個人番号カードを活用<br>(酒田市ではクレジットカード決済も実施)             |
| ② | 長野県須坂市<br>富山県南砺市<br>三重県いなべ市等 | ・須坂市、須高ケーブルテレビ 他<br>・南砺市、となみケーブルテレビ 他<br>・いなべ市、CTV 他 | ・CATVのSTBのカードリーダーで個人番号カードを読み取り、利用者認証、テレビ画面でヘルスケア情報を閲覧、自治体の施設予約を実施 |
| ③ | 群馬県前橋市 他                     | 前橋市他自治体、前橋市医師会、一般社団法人「ICTまちづくり推進共通プラットフォーム推進機構」 他    | ・様々な情報が集約されている「健康情報ポータル」へのアクセス手段として個人番号カードの本人認証機能を活用(例: 母子健康手帳)   |
| ④ | 徳島県美波町、<br>東京都豊島区            | 徳島県、美波町、豊島区、日本テレビ、四国放送                               | ・避難確認と見守りサービスへ個人番号カードの本人認証機能を活用                                   |
| ⑤ | 鳥取県西伯郡南部町                    | 鳥取県西伯郡南部町、中海テレビ放送                                    | ・個人番号カードによる高齢者や子供の見守り                                             |

## 個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

### 様式

#### 表面(案)

○ 個人番号を記載しない  
→ コピーできる者に制限はない(本人同意等によりできる)

#### 裏面(案)

○ 個人番号を記載する  
→ コピーできる者は、行政機関や雇用主など、法令に規定された者に限定される

#### ICチップ内のAP構成

電子証明書を格納する。

市町村等が用意した独自アプリを搭載するために利用する。

### 申請・交付スケジュール

| H27年10月   | H27年10月～12月                                                                                                                        | H28年1月～                                                                                                                                                   |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マイナンバーの付番 | マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。<br><br>◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。<br>◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。 | 各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市区町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。<br><br>◇ 交付手数料について無料。<br>◇ 国民の未交付は交付時の1回のみで済むこととする。<br>◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。 |

土地家屋調査士業務においても、依頼人や隣地所有者などの本人確認を行う際にマイナンバーカードを利用する機会が増えると思われます。

表面は身分証明書ですので、依頼人の同意を得

ばコピーが可能です。しかし、裏面は「マイナンバーを証する書面」です。不用意にコピーをとると番号法違反となる場合がありますので、充分注意が必要です。

①マイナンバー利活用範囲の拡大

マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進めてきた分野のうち、戸籍事務については、戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者らによる研究会において、2016年2月以降の法制審議会への諮問を目指し、必要な論点の洗い出し、整理等の個別具体的な検討を進め、2019年通常国会をめどに必要な法制上の措置を講ずる。

旅券事務については、戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め、2019年通常国会をめどに必要な法制上の措置等を講ずる。

更に、在留届など在外邦人の情報管理業務に加え、証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会をめどに必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる。

②個人番号カードの普及・利活用の促進

2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。また、2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。また、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カード

などの行政が発行する各種カードとの一体化を図る。加えて、各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。

そして、個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進める。

また、個人番号カードにより提供されるサービスの多様化を図るために、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付について、来年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。更に、住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始を目指し、検討を進める。

③マイナポータルの構築・利活用

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引っ越し・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、2017年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。





# 平成27年度 第1回全国会長会議

平成27年10月28日(水) 29日(木)、東京ドームホテル地下1階「オーロラ」において平成27年度第1回全国会長会議が下記のとおり開催されました。



1日目(10月28日 午後1時～午後5時)

## 1 開会の言葉

日本土地家屋調査士会連合会総務部次長の鈴木泰介理事の司会の下、定刻どおり、岡田潤一郎副会長の「開会の言葉」から会議が始まりました。

## 2 連合会長挨拶

林千年連合会長による挨拶がありました。

冒頭、「関東・東北豪雨」によって亡くなられた方、被害を受けられた方

にお見舞いの言葉がありました。

その後、今期は「境界紛争ゼロ宣言!!」の更なる発信と「地図作りへの参画強化」を継続しつつ、特に「土地家屋調査士の調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」に取り組んでいるため、土地境界確認に関する代理行為や立会要請の法律への明文化について有識者に相談していること、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」いわゆる「骨太の方針」には、空き家対策への取組みと登記所備付地図の整備が盛り込まれたこと、また不動産登記規則第



林会長

93条不動産調査報告書様式の見直しについて協議を進めていることなどの説明がありました。

結びに、私たち土地家屋調査士は社会・国民から何を望まれているか、私たちから伝えることはないか、そしてこの二つは社会のため、国民のためになるかを第一義に事業を執行していきたい、との言葉がありました。

## 3 座長選出

座長には、四国ブロック協議会から愛媛会の松本義男会長が選出されました。



松本会長(愛媛(座長))

## 4 連合会各部等事業経過報告

制度対策本部について岡田副会長から報告があった後、金子正俊総務部長、山本幸伸財務部長、戸倉茂雄業務部長、野城宏研修部長、土井將照特別研修運営委員長、古橋敏彦広報部長、佐藤彰宣社会事業部長、小野伸秋研究所長から各部の報告と資料の説明がありました。

## 5 「制度の将来と研修体系を考える会議」の答申について

菅原唯夫副会長から

- (1) 早期に土地家屋調査士のグランドデザイン及び将来的研修体系を確立し



菅原副会長

- (2) 連合会と連

携する組織の必要性(シンクタンク構想)の提言がありました。

具体的なグランドデザインとして、①制度の方向性を見定める、②目指す未来への戦略・戦術、③基本計画に基づく各部の活動、④基本計画に基づき各会との連携強化が最重要であることを提示されました。

また、これらを実現するための方策として、制度を取り巻く環境や課題の認識解決策やその諸問題へ取り組むにあたっての理念や対応方法の詳細な説明がなされました。

## 6 所有者不明土地を隣接地とする土地に関する対応について

岡田副会長から説明がありました。

2年半にわたり法務省と所有者不明土地の固定資産税台帳情報の取得可能性



岡田副会長

などを検討してきたが、個人情報の壁に阻まれ断念した。しかしその後も協議を重ね、法務省民事局民事第二課長により法務局民事行政部長宛に所有者不明土地を隣接地とする土地について、分筆の登記等を可能とするための筆界特定制度を活用できないか、できるとしたらどのような方策があるか協議してほしい旨の通知を発出するに至った。

「今の筆界特定制度は人探しのための制度ではない。筆界特定制度をもう少し弾力的に、隣の所有者がわからない場合に限り運用できないかと検討してこの会同に挙げてほしい。」と書かれている。今現在、意見集約をしているが、民事第二課へ尋ねたところ、概ね各登記官を始め民事行政部長からは好意的な意見がまとまりつつあるとのこと。

また、連合会としても筆界特定制度の弾力的な運用を始める検討にはスピード感を持って制度を誕生させるつもりであるのでご理解いただきたいとお願いがありました。

## 7 不動産登記規則第93条不動産調査報告書について

戸倉業務部長から不動産登記規則第93条不動産調査報告書の改定について、10月14日、15日の理事会にて承認された旨の説明がありました。



戸倉業務部長

・不動産登記規則第93条不動産調査報告書改定様式の改定ポイントについて

- (1) 不動産登記規則第93条不動産調査報告書作成事務量の軽減(二重記載の解消、報告内容の祖語防止)
- (2) 表示登記事務処理の適正・効率化への寄与(記載順序の見直し)
- (3) 情報処理への対応(ソフトの開発に支障をきたさないような合理的な様式)
- (4) 区分建物専用の様式を設定
- (5) 連件申請への対応
- (6) 統一様式(各土地家屋調査士会の事情、地域から求められる情報提供と報告内容の表現手段が異なっているため、必ずしも一律に運用されていなかった)

平成28年3月14日運用開始予定。現行様式との併用期間を設けたいが検討中。またソフト開発について近日中に契約を結ぶ予定であるので決定次第報

告したい。操作性の向上も含めてより良いものを提供したいと思っている、との報告がありました。

## 8 登記所備付地図の作成について

菅原副会長から「委託費積算の考え方に関する打合せ」という正式な名称の下に法務省と地図作成の積算関係の話合いが行われているとの報告がありました。

現在行われている地図作成の状況は、「従来型」「大都市型」「震災復興形」という地図作成作業が発注されており、予算も大幅増であるとの話があった。しかし、各土地家屋調査士会、各受託者の話では単価的に安い、やる人がいないとの話を聞くことがあるため、法務省と積算についての話合いを持ちたいとのお願いしていたことから、ようやく体制ができたとのこと。

法務省との積算の方法についての説明をされた後、来年度に予算を少しでも多く上げていきたいが、そのタイムリミットが12月一杯なので、この打合せ会議が無駄にならないように期限を切って話合いを行っていききたいとのこと、また、地図作成業務の受託者や、法務局とパイプを持ち、各会でしか知り得ない情報提供のお願いがありました。これは、法務省と、各法務局の考え方が齟齬しているところがあり、単価にばらつきがある。理由がはっきりしないので、そういった情報を基に話合いに臨みたいとのことでした。

## 9 その他

岡田副会長から10月30日に自由民主党の議員連盟が開催され、日本土地家屋調査士会連合会及び全国土地家屋調査士会政治連盟の両会長の連盟で示す予算政策要綱の項目について説明がありました。

- (1) 予算要望として不動産登記法第14条地図作成作業の予算と人員の確保について
- (2) 空き家等の適切な管理・利活用の推進を図るための予算措置について
- (3) 政策要望として官公署の入札区分における項目に土地家屋調査士業務に設定することについて
- (4) 建物所在図の作成について

## 10 質疑応答・意見交換

以上すべての報告説明が終了した後、時間が押していましたが、午後5時までの限られた時間内で質疑応答意見交換が行われました。

2日目(10月29日 午前9時～正午)

## 11 質疑応答・意見交換

昨日に引き続き、報告事項ごと質疑応答・意見交換が行われました。

## 12 閉会の言葉

加賀谷朋彦副会長から「この二日間に出ました貴重な意見を参考に、役員一同今後の会務運営に役立てていきたい、引き続き



加賀谷副会長

き各会長のご協力ご支援をお願いしたい。」との言葉があり閉会しました。

## 最後に

全国の会長が一堂に会する機会はなかなかない中、2日間の限られた時間の中で各会長から積極的な意見が出されました。土地家屋調査士の将来の展望、発展に向けて強い志を感じられました。我々会員も将来を見据えて努力、研鑽を重ねていかなければならないと痛感いたしました。

広報員 久保智則(長野会)



# 第12回 全国青年土地家屋調査士会大会 in 熊本

熊本県土地家屋調査士会 小松 祐介

皆様はじめて。熊本会の小松祐介と申します。

この度、連合会広報部からお声かけいただき、先日行った青年土地家屋調査士会(以下「青調会」という。)のイベントである第12回全国青年土地家屋調査士会大会 in 熊本について記事の依頼を受けました。連合会の記事で青調会の活動が取り上げられる機会が来るとは夢にも思っておりませんでした。せっかく頂いたチャンスですのでご紹介させていただきます。

そもそも全国大会と申しまして、青調会自体が立ち上がっていない会もまだまだ多い状況ですので、まず青調会とは何かという点から熊本をモチーフにご紹介いたします。

熊本の青調会は発足して10年を迎えます。組織としての位置付けは、有志の集まりであるため、本会や支部とは別に自分達で会費を集めて運営しています。実際の活動は、本会や支部が取り扱うことができないような研修や会員からの要望を基に研修会を軸に行っています。頻繁に集まることで会員相互の繋がりも自然と広がり、色々な情報交換も行えます。熊本青調会の強みは結束力と機動力です。ただでさえ総会や懇親会等が多い我々の世界なので、ただ存在するだけの組織というのだけは絶対に避けなければなりません。

それぞれの組織が、自分達の役割を担うことでお互いに良好な関係を築くことができ、その延長に会全体が活性化すると考えています。現に熊本に関しては、この流れができつつあると感じています。(生意気な意見で申し訳ないです。)それに、昔と比べると青調会への応援を肌で感じ取る機会が多くなったとも思います。

このような熊本青調会が、今回仕掛けたイベントが今年で12回目となる全国大会です。

これは、開催地が立候補による誘致で決まる当番制の大会です。今回は、熊本会が名乗りを上げて、担当することとなった次第です。大会は10月17日と18日の2日間で開催しました。熊本会が掲げた大会テーマは「新化」。これは造語ですが、大会に参加していただくことで何か一つでも持ち帰り、化けるきっかけにして欲しいという想いを込めて決定しました。

また、私達は青調会の良さを全国に広めたいという想いもありましたので、大会案内のパンフレットを青調会の有無に関わらず全ての本会事務局に送付いたしました。お蔭様で大会参加者も総勢270名を越え、盛大に執り行うことができました。中でも初参加を頂いた会がいくつかございましたので、これは大変嬉しかったです。

さて内容ですが、まず初日のスタートは、宮崎会の鎌田会長(本会)をお招きしての基調講演です。演題は「田畑歩数極様(たはたぶすうきわめよう)に調査士の「しんか」を考える」これは宮崎県の各資料センター等を基に地租改正や地押調査、字限図等の古い記録を調査した結果、発刊されている書籍(平成23年宮崎県土地家屋調査士会発刊)からきています。古地図と縮尺地図の重ね図の検証やGISに関しても触れられ、大変興味深く、為になるご講演を頂きました。土地家屋調査士の基本は調べることである。これが鎌田会長からのメッセージでした。



基調講演後は、4つの分科会に分かれ各自が選択した研修会を受講していただきました。

その内、3分科会の講師は、熊本会の講師陣で準備しました。熊本が誇る前田千秋会員と島田宗雄会員そして若手の有望株である武田真佳会員です。残り1つは兵庫会の藤井十章会員という布陣を構えました。

まず、前田会員担当の第1分科会テーマは「事務所経営のための日額、事務所経費、歩掛の再考」という内容の講義です。目に見えにくい、又は見落としがちな経費をどう捉えるかという視点から始まり、遊び心も忘れてはならないというメッセージが伝わったかと思われます。

次に、第2分科会担当の島田会員。研修テーマは「ヒモ調査士からの新化・ハイブリッド測量への新化」。これはかなり技術的な講義で、島田会員が兼ねてから再三訴えていた土地家屋調査士にも網の考えを持って欲しいという内容です。また、近年はGPS機器等も普及してきたため、これらとの兼ね合いについても触れる内容でした。

第3分科会担当の藤井会員のテーマは「地籍の役割と日本の現状」。世界を股に掛けるグローバルな藤井さんらしい講義です。世界と日本を比較することで、私達の現状が見えてきたことかと思われます。

また、地籍といっても内容が多岐にわたる解説だったため、土地家屋調査士としての新しい視点も生まれたと思います。

最後の第4分科会担当の武田会員のテーマは「境界をさがせ！おせっかい士の流儀」。これは青年司法書士会との合同企画です。熊本会は普段から青年司法書士会とも交流があります。さらに青年司法書士会も今年、全国研修会を熊本で開催するという珍事が生じたので、せっかくだから合同の分科会を作ろうという運びでこれが生まれました。内容は境界に関する基本的なこと、筆界特定、筆界確定訴訟、所有権確認訴訟等を皮切りに権利の対抗要件等の講義となりました。ついつい土地家屋調査士が誤解している点のおさらいもできる内容だったかと思われます。

そして、初日の締めは全国の新しい仲間と知り合える絶好の機会である大懇親会です。全国からのご当地土産のお酒やグルメ等を並べながら、歓談、講師陣の挨拶、各ブロックごとの挨拶等が華やかに行われました。その中でこのブロック挨拶時に次回開催地の立候補が上がります。さて来年はどこでしょう。とその時、神奈川が声を上げてくれました。これがそのまま決まり、来年は神奈川で全国大会を開くことが決定いたしました。



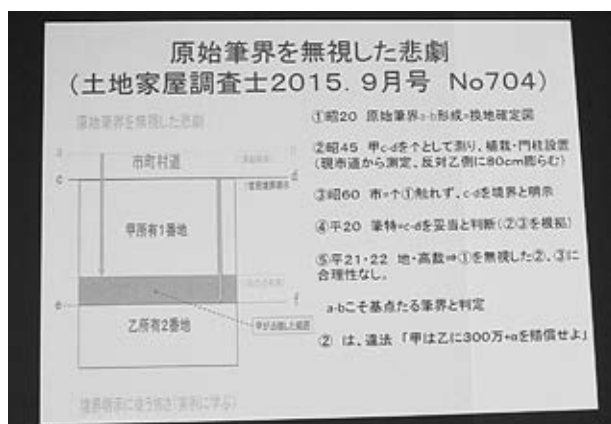
二日目は、熊本青調会が演じる寸劇を準備いたしました。演目は「境界立会いはやっかいだモン」。私たちの基本業務である境界立会いをモチーフにした1時間の寸劇です。会員から境界立会いで実際に受けたクレーム等を収集して、今後気を付けるべき点を検証するという目論みで制作しました。土地家屋調査士は知名度が低いとよくいわれますが、境界立会いは一般の方と接する絶好の機会です。そこでの、専門家としての振る舞いが大きな広報活動にもなると考えます。今回の寸劇には、所々に分科会の内容を盛り込みました。真面目な解説ばかりでは退屈する危険があったので、要所に笑いを誘うシーンも仕掛けました。これも功を奏したか、みなさんからはなかなかのご好評を頂きましたので、ホッとしてい

る所です。この寸劇が、今後の境界立会いでお役に立つことができれば本望です。

このような感じで、2日間の大会も無事終わることができました。大会を振り返ると充実した達成感と一生の思い出ができました。同業者でありながら、一つの目的に向かい団結できる土地家屋調査士の素晴らしさを改めて感じました。

最後になりますが、今後もこの全国大会が益々発展していくものと祈念いたしまして筆を置くこととします。

この度は、青調会に関することでページを割っていただき、誠にありがとうございました。



大会記念オリジナルプレート



# 「東日本大震災から復興を願う石碑」の除幕式

2015年(平成27年)8月25日、岩手県土地家屋調査士会は、東日本大震災からの復興を願うため、大船渡市、日本土地家屋調査士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会、愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の協力により、岩手県大船渡市立大船渡中学校北門前に東日本大震災からの復興を願う石碑を建立し、除幕式を行った。

2011年(平成23年)3月11日の14時46分18秒、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0(大船渡市の震度は6弱)の地震が発生した。(東日本大震災)この地震により大船渡市内では、多くの市民が被害に遭った。さらにこの地震が引き起こした最大11.8mの津波によって建物の被害は5,000棟を超え、市の中心部は壊滅した。

地震発生から4年5か月が過ぎたが、復興に向けた様々な工事が行われている。防潮堤と水門の復旧・整備、河川堤防の嵩上げ、橋の架け替え、道路整備とインフラ整備が進んでいる。津波により被災された地域は、災害に強い地域づくりを推進するため、被災住宅と幾つかの小中学校は高台へ移転する計画が進んでいる。また、移転跡地等津波被害の大きかった沿岸部は、漁業・水産系を中心とした土地利用が図られている。未だ復興の半ばではあるが、一步一步進んでいることを感じた。

石碑が建立された大船渡中学校は高台にあり、大船渡湾が一望できる。除幕式には、土地家屋調査士の各関係者、大船渡市関係者、教育委員会、大船渡中学校長及び生徒会長が参列した。式次第により開式の辞、建立者代表挨拶、出席者による除幕が行われ、石碑および基準点は岩手県土地家屋調査士会(菊池直喜会長)から大船渡市(戸田公明市長)へ贈呈され、閉式の辞となった。

贈呈された石碑の上部には大船渡湾と大船渡中学校の位置が図示され、地殻変動による移動距離が記

されている。側面には、緯度・経度・標高及びXY座標が書かれ、石碑の横には、1級基準点が設置されている。また、正面には日本土地家屋調査士会連合会顧問(元会長)水上要蔵氏の碑文が刻まれている。

## 「碑文」

雄叫びの 飮する基地 夏旺ん

## 碑文解説

おたけびの こだまするきち なつさかん

現在は平面的な社会ばかりではなく宇宙にまで雄飛する時代を考慮して巣立ってゆく若者たちの、雄々しき叫びの飮する故郷が、地球上の一点である基準点によって常に意識される誇りを込めて基地としました。そして森羅万象生気の満ち溢れた八月を意識して夏旺んとしました。

水上陽三(雅号)

副会長 海野敦郎(神奈川会)



側面の一級基準点表示板



石碑上部



戸田公明大船渡市長と  
菊池直喜岩手県土地家屋調査士会長



石碑と基準点

愛しき

# 我が会、我が地元

Vol. 22

## 栃木会

## 『生涯剣道を目指して』

栃木県土地家屋調査士会 日光支部 上吉原 秀夫

仕事の傍ら、剣道を日課としている異色に属する土地家屋調査士です。日光支部にも、現在、剣道をやっている五段の会員が1名いますし、栃木会の本部役員にも、学生時代に剣道部に所属していた有段者がいるのです。全国にも、学生時代に剣道部でみっちり汗を流し、各種大会で活躍した会員も、ほじくり出すと結構いるのではないのでしょうか。私の場合は、小学校5年から始め、どういう訳か辞めずに今日まで続けられています。現在56歳の教士七段、日光市千本木にある一心館道場の館長を務めています。生徒数は少子化の現状から年々減少気味で、小学1年生から中・高まで入れて20人に満たない状況ですが、それぞれの目標を持って稽古に励んでいます。今年の6月には、創立40周年記念少年剣道錬成大会を開催しました。前館長は4年前の68歳の時、私に館長の座を譲り、名誉館長として現在も君臨しています。剣道高段者で館長というと、ちと聞こえはいいようですが、道場運営では至らぬことから、事においては失敗もあり、稽古以外のことでも修練中の身なのであります。

余談はこの辺にして話は変わりますが、剣道ではよく「攻めて打て」といわれます。この攻めとは、一言で表現するのは難しいのですが、攻防において打ち込むチャンスを作り出すと言えばいいでしょう

か。この攻めに、気の攻めというのがあります。剣道では気合を出すことによって、気持ちを充実させた状態にするわけですが、どうもこの気の攻めには、奥深さがあるようです。

3年ほど前の剣道講習会で、相手と向かい合って木刀を使った基本法を回り稽古形式で行っていたとき、5、6人目に某先生と向かい合うか否かの刹那、異様な圧力を感じました。つまり、某先生から発する激しい「気」でした。この状況で形の動作を始めると、自然と相手との動きが一致し、合気の状態ができたのです。もし、この気を避けるようにやっていたら1テンポずれた気の抜けた形の動作になっていたでしょう。形の稽古で初めての経験でした。

テレビや映画の時代劇で「殺気だ!」などという場面を見たことがあると思いますが、以前は殺気なんてそんなことが分かるはずはないと、否定的でしたが、講習会での体験を思うと、昔の戦国時代のように、いつどこで殺られるかもしれない状況では、殺気を感じることが事実あったのではと最近では肯定的になっています。もっとも、命を狙われるようなことはしていないので、殺気を感じたことなど一度もありませんが。

面を着けての稽古では、相手によっては、グッと来る体感があったことは、若いころから経験があり



道場外観



集合写真

ましたが、その感触の意味が良く分かりませんでした。今思うと、相手の気の攻めだったと思うのです。

本当の剣道とは、打って勝つのではなく、気の攻め合いに勝って打つことだそうです。真の修練を積み重ねた者となると、竹刀が相手に触れる前に、相手が倒れてしまうことが剣道では事実あるようです。

当の自分は、相手が発する気を感じることは分かっても、自ら「気」を発しているかは分からず、たぶんできていない。この「気」を修得しなければ、年

齢とともに体力は衰え技のみでは通用しなくなり、そう遠くないうちに、たぶん駄目になるのではと感じている。気付くのが少し遅かった感はあるが、遅きに失するとは思っていない。

50代半ば、まだ先はあることを信じて、気の剣道を目指して生涯剣道をやりとおしていきたい。そしてこの「気」が分かったとき、できたときに、生徒たちに教えてやりたいと思っている。



## 佐賀会

### 『地元の消防団としての活動』

佐賀県土地家屋調査士会 鳥栖支部 高尾 賢士

私は、佐賀県の鳥栖市(とすし)というところに生まれ、同市で23歳まで生活をしており、土地家屋調査士試験を合格したこともあり、佐賀県佐賀市内で23歳から土地家屋調査士事務所をしていました。

父が鳥栖市内で土地家屋調査士事務所を営んでいたこともあり、平成18年には土地家屋調査士法人を設立し、現在も『土地家屋調査士法人高尾事務所』として日々業務を行っております。

平成19年には結婚をして現在、二人の子どもがおりますが、平成20年に結婚後の生活拠点を佐賀県の神埼市(かんだぎし)というところに移しました。妻の実家が神埼市にあるということもあり、生活の水はすぐに馴染めたように思います。

ここで私は生まれて初めて消防団への勧誘というものの受け、『消防団』という存在を知りました。勧誘に来られた団員さんからの「近々、家を新築するから仕事をお願いするかも。」という甘い言葉にそそのかされ、私は見事に勧誘に乗ってしまい、消防団に入団することになりました。

入団後に知ったことですが、全国各地で消防団員の不足に悩まされているということで、それは神埼市内でも例外ではありませんでした。生まれ育ってもいない街で、誰が誰かも分からない中、31歳で新入団員として入団したのですが、仕事はバラバラ、年齢もバラバラであり、唯一共通していたのが団員の大半が酒好きということでした。集まれば宴会、訓練があれば宴会、地元活動があれば宴会、号令がかかれば宴会と、宴会漬けの日々でした。さほど嫌

いではない私は、幸いあまり苦にならずに水に馴染めたように思えます。妻には申し訳ない気持ちも多少ありますが…。

消防団入団の経験者は既にご存知だと思いますが、大きな年間行事がいくつかあります。神埼市消防団では、出初め式→入退団式→春季火災予防→夏季訓練→秋季火災予防→年末警戒(夜警)の大分類年間行事があり、その間で研修会(旅行)や広報活動の行事があり、それ以外でも、火災の出動や行方不明者捜索等の本来の消防活動と、なかなかの忙しさです。

大して活躍もせず、宴会ばかり参加していた私ですが、37歳にして部長の役職が回ってきてしまいました。今までの地元宴会だけではなく、本部(神埼市では分団)の会議へも出席するようになりました。号令も、聞く側から掛ける側となってしまい、他の部の部長さん達とも比較されてしまい、「もっとまじめに活動しておけばよかった。」と実感しました。

そんな私でもお役に立てることは何か? 号令も下手でポンプ操作もできない私が部長として他の部や本部の足を引っ張ることのない活躍とは何か? と模索していると、新入団員のときに知った消防団員の不足により作成された『消防団員募集チラシ』が目飛び込んできました。そして、自分が入団したときのことを思い出し、「これだ!」と私の中で閃きました。

部内の団員数を増やせば、本部にも分団にも他の部にも迷惑は掛からないはずだと思い、大きく二つのことを目標として実行することにしました。一つ目は「退団者を出さないこと」、二つ目は「新入団員



を増やすこと」。その二つを部長としての職責をかけて全うしようと考えました。

先輩団員は、新入団員が入ってくるとすぐに消防団を辞めたがります。そこを辞めないように説得し、ここ数年消防団として培った宴会で先輩団員を気持ち良くさせ、居心地良くすることに専念しました。

二つ目の新入団員を増やすことについても、いきなり「消防団に入りましょう！」ではなく、「ちょっと食事に行きませんか？」から「次は宴会をしましょう、誘いますよ！」と徐々に段階を踏み、これまた宴会重ねでチャンスがあれば入団希望書を持参しサインをいただき、チャンスがなければ諦めて、次の候補者へ…。これを繰り返し行ってきました。

この成果が実ったのか、運が良かったのか、私の部長在職中に4名の増員に成功し、部での定数も上

回り、行事への出席者数も本部(分団)で一番良い部となりました。

号令も掛けられない、ポンプ操作もできない、正に何もできない部長が唯一できたこと＝幽霊団員ではない団員を増やすこと。そして、これは自分一人の力ではなく、巡り合った人達に恵まれているという証です。宴会費は例年以上に使ってしまいました…。

部長の任期もあと僅かとなったので、残りの任期中にもまだまだ団員の増員を図っていきたいと思っています。

そして現在私は、今年から土地家屋調査士会での広報部長としての役職を仰せつかっており、この消防団での経験が少しでも役立てられたら幸いです。

## 土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 27 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

### 九州ブロック協議会

記

#### 開催日時

平成28年1月30日(土)午後1時 開始  
平成28年2月 1日(月)午後0時15分終了

#### 開催場所

大分県大分市中央町4丁目2番5号  
「大分県労働福祉会館(全労済ソレイユ)」  
電話 097-533-1121

#### 申込手続

##### 受付期間

平成27年12月11日(金)～  
平成28年 1月 8日(金)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

### 東北ブロック協議会

記

#### 開催日時

平成28年2月22日(月)午後1時開始  
平成28年2月24日(水)正午 終了

#### 開催場所

山形県山形市香澄町1-1-1  
「ホテルメトロポリタン山形」  
電話 023-625-1111

#### 申込手続

##### 受付期間

平成28年1月 4日(月)～  
平成28年1月29日(金)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

#### 受講対象者

開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

# 平成28年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づいて、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度の活用をご検討ください。

## 出願要領

出願資格(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

### ◎出願資格

- (1) 高等学校、中等教育学校又は専修学校の高等課程を卒業(修了)した者及び2016(平成28)年3月卒業(修了)見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2016(平成28)年3月修了見込みの者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2016(平成28)年3月31日までにこれに該当する見込みの者

### ◎出願条件

- (ア) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者
- (イ) 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者
- 推薦条件: 土地家屋調査士を志望し、本学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者
- 本入学試験制度は後継者育成が趣旨ではありますが、現在、既に会員(土地家屋調査士)である者についても出願することができます。
- 出願者と出願推薦土地家屋調査士との関係の範囲は特に定めません。推薦書記載の趣旨にご留意くだされば結構です。

◎試験科目 面接 ※面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、合否を決定します。

### ◎願書受付期間等

A日程 受付は終了しました。

- B日程 (1) 願書受付期間…2016年2月22日(月)～3月4日(金)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
- (2) 試験日…2016年3月17日(木)
- (3) 合格発表日…2016年3月18日(金)
- ※募集人員は35名(A・B日程合計)です。

## 奨学金制度

### ◎学修奨励奨学金

入学前の3月末までに所定の資格を取得した方を対象に、入学年度の授業料を半額又は全額免除します。

半額免除: 実用英語技能検定2級、TOEIC550点以上、TOEFL(iBT)57点以上又は日商簿記検定試験2級のいずれか1つ

全額免除: 実用英語技能検定準1級以上、TOEIC720点以上、TOEFL(iBT)78点以上、日商簿記検定試験1級又は宅地建物取引士資格試験のいずれか1つ

### ◎資格等取得奨励奨学金

在学中に所定の資格を取得した学生に対し、3～15万円の奨学金を給付します。

[奨学金が支給される資格の一例] ※対象となる資格検定等に変更になる場合があります。

土地家屋調査士試験、不動産鑑定士試験、宅地建物取引士資格試験、測量士・測量士補試験 等

## お問い合わせ

明海大学浦安キャンパス入試事務室

〒279-8550 千葉県浦安市明海1丁目 TEL 047-355-5116(直通)

明海大学公式ホームページ <http://www.meikai.ac.jp>

# 松岡直武先生を偲ぶ会を終えて



元日本土地家屋調査士会連合会会長の松岡直武先生は、平成25年1月20日67歳という短い一生を終えられました。

大阪会の加藤幸男会長から、全国の会員の強い要望があるので偲ぶ会を早急に大阪で開催するよう是非発起人代表となって企画することの指示を受けました。彼との40数年に及ぶ交流を思い浮かべたとき、即座に思わぬ大役を引き受けてしまったのです。

会場の設営、会費、出席者への案内状の発信、当日の進行等、数多くの難題に出くわしましたが、勝手にお願いした発起人の先生方や、大阪会の会員の献身的なご努力により何とか乗り切ることができました。

遂に迎えた偲ぶ会当日、開式の挨拶を発起人代表として行うこととなり、その挨拶の中で彼の生涯、会員との関わりでどう表現すべきかが、なかなか思い浮かばず、心底彼が思いつめていた表示登記制度の充実と土地家屋調査士制度の発展という重い荷物を背負って、確実に成果を残しながら駆け抜けた彼の生涯を、傍らでずっと支え、見守ってきた一人として、我々にとっての彼の生き様を何と表現し伝えるべきか悩みに悩み通しました。重い荷物を背負って早足で行くのは、飛脚でしょう。しかし、彼は飛脚ではない。自分で掘り起こした荷物を背負ったのだから、既にある重い荷物を掘り出し世の中に出す炭鉱夫だったのか、しかし、あるべきものを見つけ出し、創造し、それを荷物にして担いだのだから炭鉱夫の表現は当たらない。

前日になって、子供の頃、教会の日曜学校で、牧

師の先生から聞いた殉教者の働きが思い浮かんだ。信じる場所に従い重い十字架を背負い坂道を力強く歩む姿、彼は正にこの殉教者と同じ運命を辿ったのではなかったのか、後に続く我々のために表示登記制度の充実、土地家屋調査士制度の発展という重い十字架を背負い、一步一步坂を登った姿は殉教者というのに相応しい、そう結論付けて開式の言葉に彼を殉教者として話させてもらいました。

当日は、彼と親交の深かった国会議員の先生方、林連合会長を始め、水上、西本、竹内の歴代連合会長、彼と連合会で苦楽を共にされたお歴々の先生方や近畿ブロック協議会の各会の先生方、大阪会の会員など総勢126名のご参加を頂いた。松岡先生を偲ぶ会は、発起人会の予断と偏見により人選した会員のみにご案内を差し上げるという大変閉鎖的な集いであったことから、多数の会員の皆様には不愉快にお感じになった方もおいでになるかも知れません。この不手際については発起人を代表して深くお詫びいたします。間違いなく我々にとって偉大な指導者松岡直武先生は他界されました。我々は今一度彼が残した足跡を振り返って見るとともに、今後の我々が進むべき道に思いを巡らしたいと考えています。

それが本当に彼を偲ぶことになると確信するからです。

ご冥福をお祈りします。 合掌

松岡直武先生を偲ぶ会

発起人代表 大阪会 井畑 正敏



---

松岡直武元日調連会長を偲ぶ会が、去る10月17日の土曜日の午後、大阪市北区中之島の「リーガロイヤルホテル大阪」でしめやかに執り行われ、多数の方にご参加いただき、誠にありがとうございました。

昭和56年から大阪会の広報部理事をされて以来、平成23年に日調連会長を退任されるまであらゆる方向から、土地家屋調査士のために、土地家屋調査士だけを見つめて来られた先生であったと思います。

私が昭和60年に登録した当時から、ずっと雲の上の存在であったはずですが、先生は誰彼問わず、区別なく、気さくに声を掛けてくださり、言動は常に前向きでポジティブでした。

毎年頂く年賀状に記された松岡先生の年頭のご挨拶は、これ以上の小さいサイズはないのではと思えるような活字で印刷され、松岡先生のお気持ちがはがきから溢れておりました。

今では懐かしい思い出です。

土地家屋調査士会型ADR、筆界特定制度、地籍問題研究会等、松岡直武先生始め多数の方のご尽力

により、制度は発展し、土地家屋調査士の地位と能力は格段に向上したと思います。

しかし、私たちは松岡直武先生たちが目指されていた到達点にまで、これらを上手に使い切れていないかもしれません。

食品の偽装から、車、マンション、会計の決算に至るまで、あらゆる物にデータの改ざん・ねつ造が簡単に行われ、物の信用性が問われる事件が多発しています。これらの新聞記事を読む度に、長期間にわたり、土地家屋調査士の制度に身を捧げられてきた故松岡直武先生が、清く、正しく、美しくあったと思うのは私だけでしょうか。退任後、鬚を伸ばし、たばこをくゆらせ、せっかくちよい悪オヤジっぽくされていたのだから、もうちょっと長生きしてほしい。会いたくても会えない人のひとりになってしまった、松岡直武先生のご冥福をお祈りし、合掌。

大阪土地家屋調査士会 副会長 松島 稔

---

松岡直武元日調連会長は、昭和45年に土地家屋調査士として事務所を開設の後、その11年後の昭和56年に大阪会の理事にご選任され、平成5年から平成9年まで日調連の各種委員会において活躍の後、日調連の理事に就任していただき、平成13年に近畿ブロック協議会の推薦により日調連の副会長に、そして平成17年から平成23年まで3期6年間に会長として土地家屋調査士制度の発展に向け、法改正始め種々の制度設計に多大なるご尽力をされ、短い67年間の人生の中で土地家屋調査士として、そして、大阪会・日調連での役委員として30年もの長きにわたり活躍をされました。

特に、平成16年、17年の不動産登記法、土地家屋調査士法等の改正始め多くの関連法令等の改正に関し多大なるご尽力をしていただき、大きな成果を残されたことは会員の皆様に良くご承知いただいているところであります。その偉業を称え、在り

し日の松岡直武氏を偲ぶ会を近畿ブロック協議会と大阪会との合同で催しさせていただいたところ、日調連の林千年会長と役委員の皆様始め各会、そして松岡直武氏と親交を深めていただきました国会議員、弁護士先生各位等、多くのご臨席の下、しめやかに執り行うことができました。

これは関係各位の皆様の温かいご理解とご尽力があればこそと深く感謝を申し上げるところであります。

今後は全国17,000余名の会員の皆様共々、先輩の皆様始め松岡直武氏が築かれたレールの上を土地筆界の専門家として国民の皆様のお役に立たさせていただくべき精進を重ねたく思っております。

今後、より一層の制度の発展と会員各位のご健勝と繁栄をご祈念し、皆様へのお礼とさせていただきます。ありがとうございます。合掌。

近畿ブロック協議会 会長 加藤 幸男

# 会長レポート

## R E P O R T

10月16日  
～11月15日

### 10月

#### 18日、19日

##### 中部ブロック協議会親睦ゴルフ福井大会

福井会のお世話で開催された、中部ブロック親睦ゴルフ大会前夜祭に出席。同日午後3時からの中部ブロック会長会議にも出席し、連合会の状況報告をする。翌19日の親睦ゴルフ大会にも参加し、旧知の皆さんと楽しい時間を過ごさせていただいた。

#### 20日

##### 公明党 土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会「政策及び税制要望についてヒアリング」

公明党による、土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会が開催に至り、岡田副会長が予算要望と政策要望について説明した。

#### 22日

##### 岩城光英法務大臣への表敬訪問

今般の内閣改造により新任された、岩城法務大臣を表敬訪問させていただく。大臣の地元である福島会の橋本会長はじめ、日調連も岡田・海野両副会長、土井理事(福島会)、さらには、全調政連役員も同行。岩城法務大臣には、土地家屋調査士制度にも大変ご理解をいただいております、心強い限りである。

#### 23日

##### 第1回研究テーマ「筆界業務」会議

今期の研究所における、重要テーマの一つである「筆界立会いの代理権・立会い要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」について同席させていただき、各研究員と意見交換を行う。

##### 土地家屋調査士制度に関する意見交換会(房村顧問)

岡田・加賀谷副会長、金子総務部長も出席の下、土地家屋調査士制度の方向性に関して、元法務省民事局長の房村精一先生(日調連顧問)と意見交換させていただいた。

##### 前田武志参議院議員「前田たけし君を囲む会」

東京・新橋の第一ホテル東京において開催された、前田武志参議院議員と語る会に出席した。

#### 27日

##### 盛山法務副大臣の来訪応対

盛山法務副大臣が日調連に来館され、岡田・加賀谷副会長、金子総務部長とともに懇談。本年6月に政府から発表された「骨太の方針2015」に登録所備付地図作成事業の表記をいただく際にも、大変ご理解いただいた経緯もあり、お礼を申し上げた。

##### 武藤容治衆議院議員「政経フォーラム2015」

武藤議員は、私の地元である岐阜県選出でもあり、今回、外務副大臣を拝命されたのでお祝いを申し上げます。

#### 28日、29日

##### 平成27年度第1回全国会長会議

全国50の土地家屋調査士会会長と日調連各副会長、常任理事、理事、監事が一同に会し、本年度1回目の全国会長会議を東京ドームホテルにおいて開催。日調連各部からの事業経過報告とともに、喫緊の課題対応に関して質疑応答、意見交換を行う。私たち土地家屋調査士が、より国民の皆さんに近づくために活発な意見交換の場であったと感じたところである。

#### 29日

##### 加藤勝信一億総活躍担当大臣への表敬訪問

一億総活躍大臣に就任された、加藤勝信議員を先生の地元である、川野岡山会会長、高山全調政連副幹事長、金関連合会理事、賛川中国ブロック協議会会長とともに、大臣室に表敬訪問させていただいた。

30日

#### 自由民主党・土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会

岡田・菅原・海野各副会長と横山政治連盟会長はじめ政連役員とともに表記総会に臨む。自由民主党議連の会長を務めていただいている、高村自民党副総裁や議連幹事長の塩崎厚生労働大臣はじめ、早朝から多くの先生方にご出席いただいた。また、今回の総会で衆参合わせて26名の国会議員の先生方の議員連盟加入も承認され、ありがたいことである。自由民主党の土地家屋調査士制度改革推進議員連盟は総計121名の構成となった。当日は、予算、政策要望を岡田副会長が説明。

11月

4日

#### 土地家屋調査士制度に関する意見交換会(清水顧問)

岡田・加賀谷・菅原・海野各副会長と金子総務部長出席の下、元法務省民事局長・清水湛先生(日調連顧問)に土地家屋調査士制度の未来形について教示を受ける。

6日

#### 第11回土地家屋調査士特別研修 基礎研修の開講式収録

海野副会長、土井特別研修運営委員長も同席の上、特別研修・基礎研修の開講式挨拶のDVDを収録。ADR認定土地家屋調査士に期待する日調連の思いを伝える内容を意識した。

8日

#### 盛山正仁衆議院議員「盛山正仁君を励ます会」

神戸ポートピアホテルにおいて開催された、盛山正仁君を励ます会に金子総務部長とともに出席。津村兵庫会政治連盟会長はじめ、政治連盟の多くの方が出席。今般、法務副大臣に就任されたこともあり、一部は講演、二部は懇親会の盛大な語る会であった。

10日

#### 第1回役員選任に関する検討特別委員会

第1回役員選任に関する検討特別委員会に出席

し、日調連の現状と私の思いをお伝えさせていただく。

12日

#### 公益社団法人日本測量協会 理事会

日本測量協会理事会に出席。報告によると、同協会は平成10年頃から会員の減少が続いていたが、2～3年前から増加に転じ、現在12,312名・社の会員数だそうだ。今後も日調連として、友好的な連携が必要であると感じたところである。

13日

#### 黄綬褒章をお祝いする夕食会

今回は、7名の先生方が黄綬褒章を受章され、ささやかではあるが東京ドームホテルにおいて、日調連主催のお祝い食事会を開催させていただいた。各先生方には、長年にわたり、制度の発展向上、会員指導のためにご尽力いただいたこと、またご家族の皆さまにも事務所の業務はもちろん、家庭にまでご負担をお掛けしながらお支えいただいたであろうことに感謝と御礼を申し上げた。まだまだ今後ともよろしくご指導いただきたい。



# 老後の自分は今の自分が造る

鳥取会 遠藤 公章

以前、土地境界鑑定について勉強していたとき、土地境界に争いの無い安定した状態は、そこに生活する者にとっての心の平安ということを学びました。土地境界にトラブルを抱えると、常にそのことが頭から離れず、不安、怒り、恐怖など様々な感情を抱き、ストレスを抱えた生活を送ることになります。精神的に不安定であると、やがて肉体的にも不健康になってしまいます。人は、精神的、肉体的に健康な状態であることで、日々幸せな生活が送れるのではないのでしょうか。

精神的に安定するための要素は多くあると思いますが、現代社会では経済的な安定はかなりのウエイトを占めるのではないのでしょうか。

サラリーマンにとっては、就職し、毎月決まった給与が入り、さらにはその間、定年退職後の年金まで準備しています。このことは、働く者にとって日々の生活に安心を与え、また一緒に生活する家族も幸せにします。確定した収入が見込めるため、仕事に打ち込み、家族との幸せな時間が過ごせます。

ところが、自営業者である私たち土地家屋調査士は、毎月決まった給与があるわけではなく、受託する仕事も将来的な保証は全くありません。私に限らず、多くの土地家屋調査士の皆さまは、半年後、1年後に確定した収入があるわけではなく、心のどこかに常に一抹の不安を抱えて生活されていらっしゃるでしょう。これが老後のこととなれば、日々の生活に追われるあまり、考えることすら無いように思います。

現在の国民年金制度の年金額約6万円のみでは、生活するには正直足りません。サラリーマンであれば現役時代に十分な備えがされており、国民年金プラス厚生年金等で老後が安心できます。我々土地家屋調査士も、国民年金プラス $\alpha$ を準備しておく必要があります。

私の場合、平成4年開業時登録手続の際、訳も解らず記憶にないくらい、当然のように国民年金基金



に加入しておりました。平成24年に土地家屋調査士国民年金基金の代議員になるまで、自分が加入したこともあまり意識しておりませんでした。代議員になり、制度を理解していくにつれ、改めて人生設計の上では必要な制度だと思いました。また、加入当時20代であったため掛金も低額であり、加入していたことを本当にありがたいと思っております。私の周りの受給者になられた先生方からも「加入していて良かった！」との声を聞きます。

若い会員の方々ほど老後のことまであまり考えないと思いますが、若い時こそ掛金も安く月々の負担が少なく、人生の将来設計をしやすくなります。

この土地家屋調査士国民年金基金は単体で運用しているわけではなく、弁護士、公認会計士、司法書士等その他24の資格者団体、全国の都道府県の基金が加入しているものです。この国民年金基金は、生命保険会社の民間商品とは違って税務上の控除も多く、給付金額には一部国庫も入っているため有利で安心なものであり、財テクの観点から見てもリスクの少ない非常に良い制度だと思います。

老後の経済的心の平安を築いておくには、今の自分が造っておかなければなりません。その役割を国民年金基金が担ってくれます。会員の皆さまには早めの加入をお勧めいたします。

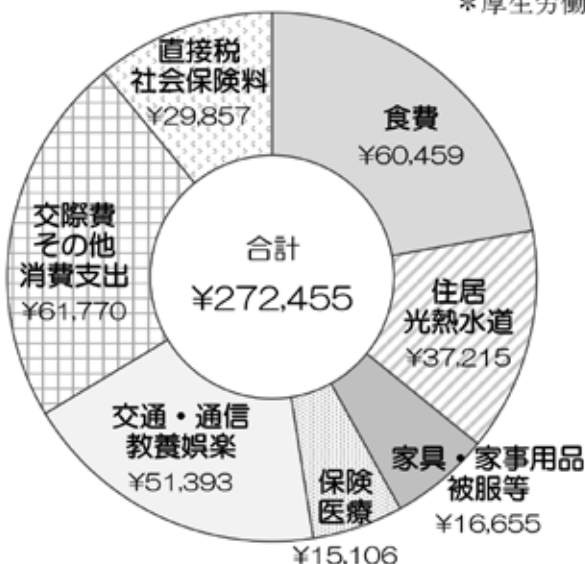


# ご存知ですか？

老後に必要な生活費の平均月額 約 **27万円**

(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯の平均的な老後の生活費)

\*厚生労働白書より



..... でも .....

国民年金の年金月額は 約 **13万円**

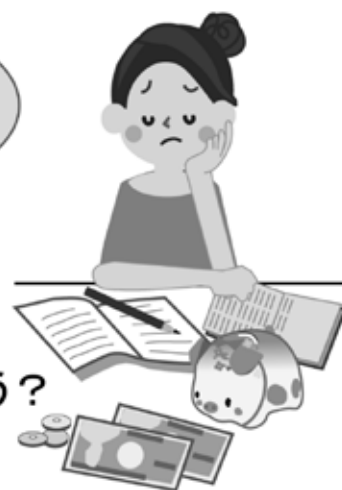
(夫婦2人の老齢基礎年金月額が満額の場合)

\*国民年金が満額でない場合、60歳以降でも任意加入することができます。

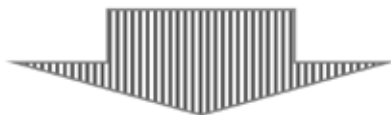
老後に必要な  
生活費  
約 27万円

国民年金  
(老齢基礎年金)  
約 13万円

14万円が  
足りません



足りない分は、どうしたらいいのだろう？



その足りない分の一部を補うのが、**国民年金基金** です！

ご希望に合わせた  
ご試算をいたします。

お問合せは  
今すぐ！

土地家屋調査士国民年金基金  
フリーダイヤル：0120-145-040

10月

16日

第3回研修部会

＜協議事項＞

- 1 日本司法書士会連合会との情報交換会について
- 2 講師団名簿について
- 3 CPD制度Q & Aについて
- 4 eラーニングについて

第1回電子証明運営委員会

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士名簿を利用した真偽確認について
- 2 マイナンバーが記載された住民票の写しの対応について
- 3 日調連特定認証局で使用していた銀行口座について
- 4 登録局業務の運用方法について
- 5 電子証明書取得の促進について

19日

第4回業務部会(電子会議)

＜協議議題＞

- 1 不動産登記規則第93条調査報告書の改定について
- 2 土地家屋調査士事務所形態及び業務報酬実態調査について
- 3 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
- 4 年計報告書について
- 5 不動産登記令等の改正に伴う添付情報の変更について

20日

制度の将来を考える会議(第2回)

＜議題＞

- 1 「土地家屋調査士制度の将来と研修体系」答申書と資料類の今後における利活用方策について

21日

第2回マイナンバー制度対応WG

＜議題＞

- 1 マイナンバー制度の実施に伴う連合会の対応に関する説明会について

23日

第1回研究テーマ「筆界業務」会議

＜議題＞

- 1 研究テーマ「筆界立会いの代理権・立会要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」について

28日、29日

平成27年度第1回全国会長会議

＜協議事項＞

- 1 「制度の将来と研修体系を考える会議」の答申について
- 2 所有者不明土地を隣接地とする土地に関する対応について
- 3 不動産登記規則第93条不動産調査報告書について
- 4 登記所備付地図の作成について
- 5 質疑応答・意見交換

29日

第1回事務所形態検討チーム会議

＜協議事項＞

- 1 検討チーム立ち上げの経緯
- 2 検討チームの目的
- 3 事務所形態の実態
- 4 事務所形態別の問題点
- 5 連合会の関与すべき事項
- 6 連合会の今後の方策

11月

4日

第4回広報部会

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 広報グッズの作成について
- 3 メディア等を利用した広報活動について
- 4 G空間EXPO2015の運営等について
- 5 「事務所運営に必要な知識」について
- 6 「愛しき我が会、我が地元 パート2」について
- 7 1月号～4月号の掲載記事について
- 8 平成28年度広告掲載の申込み募集について
- 9 「地名散歩」の連載継続について
- 10 平成28年度発行の会報印刷業者の選定について
- 11 ちょうさし俳壇の継続について
- 12 平成28年度広報部事業計画及び予算について



#### 4日、5日

##### 第1回日調連技術センター会議

###### <協議議題>

- 1 土地家屋調査士会と日調連技術センターの連携
- 2 会員技術向上の検討及び指導
- 3 ネットワーク型RTK及び各種計測手法の実例調査と登記計測における利用検討

#### 5日、6日

##### 第4回研修部会

###### <協議事項>

- 1 専門職能継続学習の運用について
- 2 新人研修の実施・検討について
- 3 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 4 研修体系及び研修の充実の検討
- 5 研修ライブラリの運用について
- 6 研修用教材の運用・更新について
- 7 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
- 8 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発について
- 9 平成28年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)の策定について

#### 10日

##### 第1回役員選任に関する検討特別委員会

#### 11日

##### 第4回地図対策室会議

###### <協議事項>

- 1 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書の改訂について
- 2 法務省民事局民事第二課と協議する事項について

#### 11日、12日

##### 第4回財務部会

###### <議題>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 事務引継書「第3 懸案、留意事項等」への対応について
- 5 平成28年度予算(案)の作成について
- 6 各種交付金及び各種繰出金等の執行について
- 7 資金運用及び銀行口座の取扱いについて
- 8 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)に関する検討について
- 9 桐栄サービスの取締役の職について
- 10 連合会ホームページ「会員のひろば」について
- 11 図書等頒布特別会計で取り扱う頒布品について
- 12 各種委員会委員等への報償費等の支出方針について
- 13 システムコンサルティング成果品について

##### 第3回研究所会議

###### <議題>

- 1 平成27年度の研究所のテーマ研究の今後の方向性について
- 2 中間取りまとめの会報掲載計画について
- 3 地籍問題研究会研究会について
- 4 G空間EXPOへの参画について
- 5 平成28年度研究所事業計画案について

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者は次のとおりです。

平成27年10月1日付

|               |                |
|---------------|----------------|
| 東京 7906 山田 界  | 神奈川 3016 奥村 浩  |
| 埼玉 2599 關根 則雄 | 千葉 2161 小池 民郎  |
| 長野 2590 神津 智宏 | 大阪 3263 綿谷 茂則  |
| 愛知 2898 古路 郁生 | 広島 1866 山根 彰   |
| 岡山 1382 日野 隆志 | 鹿児島 1067 平山 茂樹 |
| 沖縄 494 大城 英路  | 徳島 504 猪尾 昭彦   |

平成27年10月13日付

|               |              |
|---------------|--------------|
| 東京 7907 渡邊 喜陽 | 京都 876 柏井 道次 |
| 福岡 2280 溝田 智司 | 徳島 505 佐々木宏樹 |

平成27年10月20日付

神奈川 3017 赤池 光俊

## 登録取消し者は次のとおりです。

平成27年8月14日付

京都 405 森田 元義

平成27年9月14日付

島根 125 大野 半市

平成27年10月1日付

|               |               |
|---------------|---------------|
| 東京 6946 唐澤 功  | 東京 7738 三宅 浩太 |
| 埼玉 2156 池田 忠広 | 埼玉 2167 森 忍   |
| 新潟 1534 小山 秀夫 | 大阪 2977 林 元之  |
| 岡山 918 大賀 民生  | 福岡 1902 梶原 輝美 |
| 熊本 933 阿部 純一  | 沖縄 93 久場 稔彦   |
| 岩手 889 岩渕 衛   |               |

平成27年10月13日付

|               |               |
|---------------|---------------|
| 東京 5550 北嶋 守  | 東京 5978 鈴木 義雄 |
| 東京 6654 鈴木 道文 | 神奈川 2562 村越 研 |
| 神奈川 2917 山下 正 | 埼玉 2447 丸山 唯一 |
| 静岡 1101 野中 公好 | 静岡 1695 森 俊朗  |
| 山梨 270 小中澤莞爾  | 長野 2225 小山 桂子 |
| 大阪 1643 浅見 昌弘 | 大阪 2358 竹内 武志 |
| 兵庫 615 和泉 明   | 兵庫 1892 望月 春雄 |
| 滋賀 338 入江 功   | 滋賀 399 高田 裕也  |
| 愛知 1316 谷川 泰一 | 愛知 2302 伊藤 哲秀 |
| 岐阜 711 改田 光祐  | 岐阜 899 桑原きよ子  |
| 富山 344 高野 光郎  | 広島 1143 井上 洋  |

|               |               |
|---------------|---------------|
| 広島 1205 大下 皓三 | 広島 1222 川上 好機 |
| 熊本 1188 中村 正治 | 鹿児島 301 吉田 一男 |
| 鹿児島 735 右田 勝美 | 青森 686 葛西 仁   |
| 函館 105 阿部 駿生  | 函館 177 小林 雄次  |
| 香川 421 山下 英臣  | 香川 600 伊達 大作  |
| 愛媛 752 上田 文隆  |               |

平成27年10月20日付

|               |               |
|---------------|---------------|
| 東京 4900 岩内 久徳 | 東京 5115 山田 眞之 |
| 東京 6268 深沢 一三 | 東京 7743 内田 正美 |
| 静岡 1206 鈴木 敬司 | 奈良 359 中村 錦彦  |

## ADR認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成27年10月13日付

|              |               |
|--------------|---------------|
| 千葉 2115 村永 章 | 茨城 1421 柳田 直樹 |
| 滋賀 424 伊藤 久夫 |               |

平成27年10月20日付

|                |                |
|----------------|----------------|
| 東京 7847 泉水 修司  | 東京 7874 柳瀬 貴史  |
| 東京 7875 貫井 雅夫  | 神奈川 2972 小澤太香雄 |
| 神奈川 3017 赤池 光俊 | 埼玉 2201 高崎 孝一  |
| 埼玉 2460 成毛 実   | 埼玉 2546 伊勢崎直人  |
| 埼玉 2563 大谷 和孝  | 埼玉 2573 高橋 利公  |
| 静岡 1385 佐田 雅彦  | 静岡 1750 山田 武男  |
| 静岡 1754 安本 耕治  | 静岡 1760 藤浪 一史  |
| 大阪 3213 中谷 大知  | 滋賀 406 山本 規雄   |
| 滋賀 420 川瀬 善行   | 滋賀 433 小池 洋平   |
| 愛知 2806 三浦 章司  | 愛知 2831 武田 隆作  |
| 愛知 2847 三宅 式樹  | 愛知 2851 萩野 慎一  |
| 愛知 2869 渡邊 一成  | 愛知 2882 安田真由美  |
| 富山 508 山上 泰彦   | 山口 959 長崎 有喜   |
| 山口 960 篠田 智昭   | 岡山 1309 西本 憲次  |
| 長崎 788 稲益 哲也   | 旭川 297 遠矢 剛    |

# ち ょ う さ し 俳 壇

第367回



秋から冬へ

水上陽三

松岡直武氏を偲ぶ会

歳取らぬ君の御前に菊薫る

加藤治子逝く

この母もあの母も亡し冬隣  
見掛くるたびただひつそりと野紺菊  
行く末は光年の旅初しぐれ  
雪吊の糸乱れぬ弛みかな

当季雑詠

水上陽三選

長野 竹内松葉

秋空の端から端へ万国旗  
丹田に弱気の虫や小鳥来る  
秋澄むや波ささくれる諏訪の湖  
青団栗山には山の風が吹き  
爽やかや祝ぎのはじめの笙の声

愛知 清水正明

反り屋根の寺に子がなし十三夜  
銀杏散り吾に金あり空がある  
蓑虫の諍ふことに飽きにけり  
ななかまだ燃えて湯釜の神秘かな  
町なかに厩の匂ふ刈田かな

茨城 島田 操

拾ひたる木の実に通ふ掌のぬくみ  
薪で炊く飯ふつくらと文化の日  
見下ろすも見上ぐも紅葉山の宿  
膝に孫のせて寛ぐ縁小春  
山茶花に白もあるよと小学生

茨城 中原ひそむ

蟹の荷や小樽に嫁せし娘より  
母に似し寡黙の性や小鳥来る  
冬菜蒔く閑の麓に存へて  
帰り花父の形見の腕時計  
沈黙も対話のひとつ山眠る

福島 加藤捷子

まとまらぬ話に立つや雪催  
千年の杉伐られたるそぞろ寒  
山茶花の日暮は色を漂はす  
月光を泳ぎ疲れしかり風  
安達太良の冠雪くらく日が落つる

東京 雅々女

立話一声ごとに日の詰まる  
幼子の掴まむとせり降る落葉  
雲梯に遊ぶ子のなし冬はじめ

今月の作品から

水上陽三

竹内松葉

秋空の端から端へ万国旗

近ごろは余り見掛けなくなつたが、屋外  
における各種イベント会場を盛り上げる装  
飾として小さな万国旗を、クロスや放射状  
に吊り下げた状況が思い出される。現在は  
幼稚園や小学校の運動会などで見掛ける。  
この作品の注目点は、秋空の端から端へと  
いう光景の切り取り方に、並々ならぬ非凡  
さを覚えた。

清水正明

反り屋根の寺に子がなし十三夜

十三夜は月齢九月十三日の月を言う。月  
光に照る反りの見事なわゆる照り屋根の  
大伽藍が彷彿とする。大伽藍は権威の象徴  
であることは言をまたないが、そのような  
所にも少子化の世相は浸透しているのだ  
る。時事的俳句ではあるが捨て難い。

島田 操

薪で炊く飯ふつくらと文化の日

十一月三日文化の日は、戦後明治節が文  
化の日になって以来俳句の季語として夥し  
い数の作品が生まれた。その多くは叙景俳  
句ではなく人事句である。生活事象に取り  
合わせれば何でも俳句になれるけれども、そ  
れだけに詩的効果に欠ける嫌いは拭えない。  
上掲作品は日常茶飯事ではあるが、設  
備そのものが無い家庭の方が圧倒的に多い  
現在であつてみれば、「温故知新」の語を  
もって観賞に代えたいと思う。

## 【二】投句方法

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句(一口3〜5句程度)

◆以上をお書きの上、下記の方法にてお寄  
せください。

郵便…〒101-0061 東京都千代田区

二崎町一丁目2番10号  
日本土地家屋調査士会連合会

広報部係

FAX…03-3292-0059

電子メール…rengokai@chosashi.or.jp



# ADR 認定

# 土地家屋調査士になろう!

広報キャラクター  
「地識くん」



「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という。）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士法第3条第2項第1号に定める研修として、これまで特別研修を10回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続実施者としても活躍しています。連合会といたしましては、複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる土地家屋調査士であるために、引き続き特別研修を実施してまいります。

**1** ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋調査士として、社会的評価を受けています。

**2** 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどにおいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。

**3** 45時間の集中研修で、法律知識のさらなるスキルアップが図れます。

**4** 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする有効な手段となります。

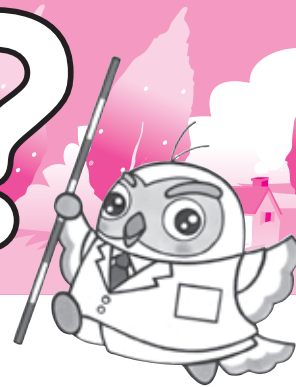
**5** ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。

**6** 共同受任する弁護士とのコラボレートに必要なスキルを磨きます。

私たち土地家屋調査士は、60年を超える制度の歴史の中で大きな転換点を迎えています。

その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これまでになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアップグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

# 特別研修とは？



## 目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

## 受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

## 受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円になります。

※法務大臣の認定を受けることができない場合、再考査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、新規受講時よりも安価に受検・受講が可能です。

## カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

### 1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（DVD視聴）

第11回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおり。

憲法：土井真一講師／京都大学大学院教授

ADR代理と専門家責任：馬橋隆紀講師／弁護士

民法：山野目章夫講師／早稲田大学大学院教授

所有権紛争と民事訴訟：鈴木秀彦講師／弁護士

民事訴訟法：山本和彦講師／一橋大学大学院教授

筆界確定訴訟の実務：永谷典雄講師／東京地方裁判所判事

### 2 グループ研修（15時間）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

### 3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

### 4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

### 5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

## 第11回特別研修の日程

1 基礎研修：平成28年2月5日（金）から7日（日）

2 グループ研修：平成28年2月8日（月）から3月10日（木）

3 集合研修：平成28年3月11日（金）、12日（土）

4 総合講義：平成28年3月13日（日）

5 考査：平成28年4月2日（土）



# 特別研修の受講体験者の声



## 神奈川会 中川裕久会員（第2回特別研修受講・平成18年度）

私が特別研修を受講したのは第2回目ですので、受講から早くも10年近くが経とうとしています。当時、私は“ADR認定土地家屋調査士”なるものにまったく興味がなく、受講するつもりはありませんでした。どうも初めて開催された第1回の特別研修には受講者が殺到し、その反動で第2回は希望者が大きく落ち込んでしまったようです。当時の支部長から「支部から希望者がいない。受講してもらえないだろうか。」と頼まれ、断りきれずになんとなく受講したクチです。

さて、晴れてADR認定土地家屋調査士となって何か仕事に変化があったかと聞かれれば、何もありません。“認定”されたことで仕事量が増えたこともありません。私が所属する神奈川県土地家屋調査士会では“境界問題相談センターかながわ”を運営していますが、その調停成立件数の推移を見ても、今後仕事量が増加することはないでしょう。多額の費用をかけ、忙しい合間を縫って参加する特別研修です。「仕事が増えるのでは」との過大な期待は持たないほうがよいと思います。

では、受講がまったく無駄であったかと聞かれるとそれは“NO”です。一番の成果は仕事に対する意識の変化です。よく土地家屋調査士は「公正、中立な立場で仕事をするべきで、（依頼人、隣接所有者など）どちらか一方の味方をしてはならない」と言う方がいます。それはそれで正しいと思いますが、その場合の“公正、中立”はあくまでも筆界の調査や測量、登記に関してだと私は考えます。“公正、中立”を“面倒な案件から逃げる”口実にしていませんか？土地家屋調査士が紛争の解決という新しい領域に足を踏み入れてしまった以上、やはり「依頼人の利益を全力で守る」という意識で仕事をすべきだと私は思います。特別研修が、今までの甘い考えから脱却する一つのきっかけになったことは確かです。

## 福井会 山本慶一会員（第9回特別研修受講・平成25年度）

私がADR認定土地家屋調査士特別研修を受けたのは、土地家屋調査士に登録した翌年でした。受講のきっかけは、その年の基礎研修が福井での開催だったこと、ADR認定は任意でとる資格なので、仕事も多くない今のうちに受けないと時間を割くのが難しくなるのではないかと、という単純な理由からです。

基礎研修では、憲法から民法、民事訴訟法などを学びました。それらを踏まえてグループを作成し、与えられた課題を討論し申立書・答弁書を提出するのですが、これが非常に悩ましい問題で、グループのメンバーと討論し四苦八苦しながら、なんとか作成したのは良い思い出です。

集合研修では、弁護士の先生による講義で、グループ研修で出題した課題を解説していただきました。課題に対し「これはどう思いますか？」「皆さんならどうしますか？」など質問され、しっかり一人一人に考えさせ、気の抜けない講義でしたが、時には冗談なども交えながら非常にわかりやすく解説していただきました。特に、時効取得に関しては注意深く解説していただき、今まで私が受けたどの講義よりもはっきりと理解することができました。

3日間連続の長時間にわたる講義でしたが、程よい緊張感の中、集中して取り組むことができました。

受講は大変ではありましたが、一人ではなく、グループの仲間と一緒に勉強できたことで、最後までやり切れました。今回の特別研修を受講し、認定を頂いたことにより、自分の中の知識を増やすことができました。また、それとともに、ADR認定土地家屋調査士を名乗る以上、まだまだ勉強しなければ！という思いも湧いてきて、土地家屋調査士として、少しだけ上達できたのかなと思います。





土地家屋調査士の本棚

## 第2版 Q & A 表示登記オンライン申請の実務

表示登記オンライン申請実務研究会 編著

### 内 容

日本土地家屋調査士会連合会会長推薦

実際の画面を用いた解説。基本から応用まで幅広い設問を収録した必備書。表示登記オンライン申請を利用する際の疑問点、留意点等を167問のQ & Aにまとめた一冊。手続の流れに沿って実際の画面を掲載し、丁寧かつ実務に活かせる視点で解説。「ワンポイント」として、申請に関わるものからパソコン操作に関するテクニック等を紹介。

### 申 込 方 法

TEL、FAXにてお問い合わせください

書籍等申込先宛先：日本加除出版営業部営業サービス課

発 行 ・ 販 売：〒171-8516 東京都豊島区南長崎3-16-6

URL <http://www.kajo.co.jp/>

電話：03-3953-5642 FAX：03-3953-2061



A5判 428ページ  
定価(税込) 3,888円  
割引価格(税込) 3,500円  
送料0円  
発刊元：日本加除出版  
発行日：平成27年11月20日

## 弁護士専門研修講座 住宅瑕疵紛争の知識と実務

東京弁護士会 弁護士研修センター運営委員会【編】

### 内 容

今話題の住宅瑕疵紛争は、当事者が多く、高い専門性・技術性を要します。本書は、豊富な実践経験を持つ第一線の弁護士と、専門知識を有する建築家の視点を織り込みながら、講義形式で住宅瑕疵紛争のポイントをわかりやすく紹介しています。

最近の紛争の傾向と課題を分析し、雨漏り・漏水・結露や、ひび割れ・傾斜についての詳細な専門知識、判定基準を提供しつつ、これらの瑕疵に関する裁判例について解説をしています。

### 申 込 方 法

TEL、FAXにてお問い合わせください

書籍等申込先宛先：株式会社ぎょうせい

発 行 ・ 販 売：〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11

URL <http://gyosei.jp>

電話：0120-953-431 FAX：0120-953-495



A5判 256ページ  
定価(税込) 3,240円  
割引価格(税込) 2,916円  
送料 300円  
発刊元：株式会社ぎょうせい  
発行日：平成27年10月20日



## もしもこんなことが 起こってしまったら？

測量作業中に埋設されていた水道管を破損してしまった。

分筆登記に際しての調査測量時に、コンクリート杭を埋設したところ、  
地中の水道管を破損してしまった。

水道管の修理代として、137,382円の請求を受ける。

## お役に立ちます！！ 土地家屋調査士賠償責任保険

### 解決内容

＜土地家屋調査士の責任＞

現地での注意不足によるものであり有責と判断

### ＜解決方法＞

示談（注：保険会社による「示談交渉サービス」はありませんが、賠償問題が円満に解決するよう、  
ご相談しながら進めさせていただきます。）

### ＜保険適用＞

修理代 137,382円を損害額として認定



～資料請求はこちらまで～

日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口

（有）桐栄サービス 担当：三神

TEL：03-5282-5166

## 平成27年 秋の叙勲・黄綬褒章

おめでとうございます。



**黄綬褒章**  
**佐々木 健**（神奈川県土地家屋調査士会）

昭和54年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴36年  
神奈川県会理事、同常任理事、同副会長、日調連理事を歴任  
平成22年法務大臣表彰等、現在全調政連副幹事長、神奈川県綱紀委員長、68歳



**黄綬褒章**  
**小保方 廣幸**（群馬土地家屋調査士会）

昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年  
群馬会常任理事、同副会長、同会長、日調連理事、同常任理事を歴任  
平成20年法務大臣表彰等、現在日調連参与、群馬会顧問、65歳



**黄綬褒章**  
**松尾 康夫**（京都土地家屋調査士会）

昭和60年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴30年  
京都会理事、同常任理事、同副会長を歴任  
平成25年法務大臣表彰等、69歳



**黄綬褒章**  
**江本 敏彦**（兵庫県土地家屋調査士会）

昭和52年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴38年  
兵庫会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任  
平成26年法務大臣表彰等、現在兵庫会名誉会長、62歳



**黄綬褒章**  
**青木 茂**（岐阜県土地家屋調査士会）

昭和45年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴45年  
岐阜会理事、同副会長を歴任  
平成23年法務大臣表彰等、69歳



**黄綬褒章**  
**浅井 宏一郎**（石川県土地家屋調査士会）

昭和57年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年  
石川会理事、同副会長、日調連理事を歴任  
平成24年法務大臣表彰等、現在石川会監事、68歳



**黄綬褒章**  
**宮城 朝光**（沖縄県土地家屋調査士会）

昭和57年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年  
沖縄会常任理事、同会長、日調連監事を歴任  
平成24年法務大臣表彰等、現在沖縄会名誉会長、62歳

※受章者の年令・歴に関しましては、平成27年11月3日発令日の年令・歴です。



## 熊本会

### 「『九州国際スリーデーマーチ2015』 参加報告」

広報部



『会報くまもと』第286号

全国、世界からも大勢の方が参加される九州国際スリーデーマーチが2015年5月8～10日の3日間、八代市球磨川河川緑地をメイン会場に開催されました。私たちが参加した9日はあいにくの雨模様で、カッパを着たり傘をさしながらでの参加となりましたが、調査士会の会員・家族等合わせて、総勢43名(去年は46名)が参加しました。

『土地家屋調査士会』の旗を掲げ、青い法被を着て5キロのコースをそれぞれのペースで初夏の八代路を楽しみました。雨に濡れる美しい新緑を眺めながら、子どものころ一度雨に濡れたら全部濡らしたくなるあの衝動を久しぶりに味わいました(笑)。

今回も後日に襲ってきた筋肉痛ですが、やはり日ごろの運動不足を痛感しました。そう考えると、毎年10 kmコース、20 kmコースに参加される方々って本当に凄いですね。

ウォーキングの後は、お楽しみのBBQです。『すべては美味しいビールとBBQのために…』ということで、頑張って歩いた後の有志による親睦BBQは、昨年同様高田名誉会長(前会長)のカレー、福岡副会長(前総務部長)の豪快なBBQ、樽生ビール、ドリンク、ハンバーガー等とても豪華な親睦会となりました。他にも差し入れをいただいた方、BBQの準備をされた方、御樽をいただきました方、関係者の方々に感謝致します。

美味しいものを食べながら皆さんの会話が弾んでいるようでした。

なお、来年も「九州国際スリーデーマーチ」に参加していきたいと思っておりますので、多くの参加お待ちしております。

最後にご参加くださった皆さま大変お疲れ様でした。皆さんのおかげでとても楽しい一日となりました。

ありがとうございました。





## 編集後記

### 冬至に想う ―厄祓いと一陽来復―

『事務所運営に必要な知識』は、本号と次号「マイナンバー制度と土地家屋調査士業務」をテーマにお届けします。既に、所属会におかれて研修等受講のことでしょうが、手元に「通知カード」が届き始めると、自分事として現実味を帯びてくるものです。年が明けると「通知カードと申請書」を郵送する等の手続をして、「個人番号カード」を発行してもらうことになります。この制度は、誰もが当事者となる身近な制度、今後のマイナンバー制度の動きに注目です。

さて、今年も残すところあとひと月、気忙しい中にも自分を振り返ることができるのが、この月であるように思います。中国・唐の詩人劉希夷は『年年歳々花相似たり 歳々年々 人同じからず』と、来る歳ごとに花は咲き散り、そして巡る歳ごとに人は様変わりして年老いていくと詠いました。当たり前のことなのですが、あらためて奥深さを感じます。上手に歳を重ねていきたいものです。

今年の冬至は12月22日。「冬至 冬なか 冬はじめ」

これから寒さが厳しくなります。古来人々は命をいたわり病にかからないよう、小豆粥や柚子湯など様々な知恵を働かせてきました。柚子の香りは悪いものを祓い、体を温める効果もあり風邪をひかないといわれます。柑橘系の香りでゆったりリラックス。間違っても湯船で潰しちゃだめですよ、大変なことになります。「運」につながる縁起をかついで、蓮根、南京(かぼちゃ)、蒟蒻、うどん等「ん」のつく食べ物を食べると良いともいわれます。

冬至から寒さが厳しくなる一方で、この日を境に日脚が少しずつ長くなり、太陽の活力は増していきます。「一陽来復」は、「物事が良い方向に向かう」という意味でも使う言葉。伊勢神宮では冬至祭が催され、宇治橋の大鳥居の真ん中から朝日が昇り、それはそれは神々しい光景です。朝日を遥拝後、訪れた方に「冬至ぜんざい」や「柚子」が振る舞われます。

皆様には師走の日々を有意義に過ごされて、穏やかな新年を迎えられることを念じます。

広報部次長 上杉和子(三重会)

# 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会®

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社